## 基金と交付金の比較

事項	基金	交付金
1. 名 称	地方消費者行政活性化交付金	地方消費者行政推進交付金
2. 背 景	・「消費者行政推進基本計画」 (平成20年6月27日閣議決定) ・消費者庁設立 (地方消費者行政の「集中育成・強化期間」)	・経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針2014) ・補助金等適正化法施行令の一部改正
3. 趣旨•目的	・地方消費者行政の抜本的な強化(起爆剤) ・基金を呼び水とした、地方消費者行政の自主財源 充実	<ul><li>・地方消費者行政の更なる充実・強化 (「地方消費者行政強化作戦」の推進)</li><li>・先駆的プログラム等を通じた優先課題の推進</li><li>・地方消費者行政の自主財源充実</li></ul>
4. 執行年度	基金により複数年度執行も可	原則、単年度(やむを得ない場合は繰越を検討)
5. 事業内容	1. 消費生活相談機能整備・強化事業 2. 消費生活相談員養成事業 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 4. 消費生活相談体制整備事業 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化事業 7. 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務 (別途、先駆的プログラムを実施)	同左
6. 交付方法	・都道府県に交付、基金を通じて市町村に再交付 ・定額分+人口割分を限度額	・都道府県に交付、市町村に再交付 ・定額分+底上げ分+人口割分を限度額(インセンティブを付与) ・先駆的プログラムは別枠
7. 補助率等	2分の1ルール (先駆的プログラムは10分の10)	同左